

湯沢町都市計画審議会

都市マスタープランの検討 第2回 資料

資料1 第2回会議の論点

日時：令和2年10月30日（金） 13時30分～
会場：湯沢町役場 3階 大会議室

【資料目次】

第1章 都市の現況・特性と課題	1-2 課題の整理	1
第2章 全体構想	2-1 都市づくりの理念と目標	1
	2-2 将来都市構造	2
	2-3 まちづくりの基本方針	2
第3章 地域別構想	3-1 湯沢地域	6
	3-2 神立地域	7
	3-3 土樽地域	8
	3-4 三俣地域	9
	3-5 三国地域	10
第4章 実現化方策		11



第1章 都市の現況・特性と課題

1-2 課題の整理		
・上位計画・関連計画及び現況より都市づくりの課題を設定しました。 ・旧計画では都市整備の推進を課題としていましたが、今回は快適な居住環境や安全・安心な環境などを課題として抽出しました。		
新計画		旧計画
都市づくりの課題		課題
課題-1:若者から高齢者まで快適に暮らせる環境の形成		【計画の策定視点】 (1)生活環境の一層の充実 ●活力に満ちた生活を営むことが出来る生活環境の形成 (2)高齢化に向けての総合的対策 ●高齢者や子供のための環境整備 (3)地域文化の育成と多彩な交流の創出 ●地域の個性と魅力の発見・育成・発揮と世界と渡り合える地域・人材の育成 (4)厚みのある産業構造の創出 ●バランスの取れた産業構造創出 (5)質の高いリゾート地域の形成 ●通年型のリゾート地域形成の環境整備
課題-2:災害に強い安全・安心な生活環境・都市活動環境の向上		
・自然災害等へ対応するハード及びソフト面での取り組みが必要です。 ・コミュニティの強化を図り、地域全体で安全・安心を守る体制・仕組みの構築が必要です。		
課題-3:自然や都市景観の保全・活用		
・豊かな自然環境は、町民の暮らしに潤いを与えてくれるだけでなく、町の基幹産業である観光を支える貴重な資源です。この豊かな自然や美しい環境を守るための環境保全活動の積極的な取り組みが必要です。		
課題-4:地域固有の資源の保全・活用		【課題の整理】 (1)5万人都市規模としての 都市整備の推進 ●地方都市レベル以上の整備 (2)生活基盤整備の充実 ●転入者の波を維持拡大するためにも、生活環境の整備 (3)観光以外の産業の導入 ●リゾートオフィスや学術機関の誘致等 (4)上位機関に対する働きかけ ●国道17号の4車線化、塩沢町との新たな路線など (5)都市基盤整備の財源の確保と効率的な基盤整備の推進 ●様々な手法による財源の確保、効率的な整備
課題-5:多様な協働によるまちづくりの仕組みの構築		
・高齢者自身が支え手となって活躍する地域社会づくりが必要です。 ・「まちづくり基本条例」を基に、産業振興や教育、保健・医療・福祉、安全・安心など、様々な分野の関係機関・団体と連携・協力しながら協働によるまちづくりを進める必要があります。 ・魅力を楽しむ観光客や事業者等も含めた協働の仕組みの構築が必要です。		

第2章 全体構想

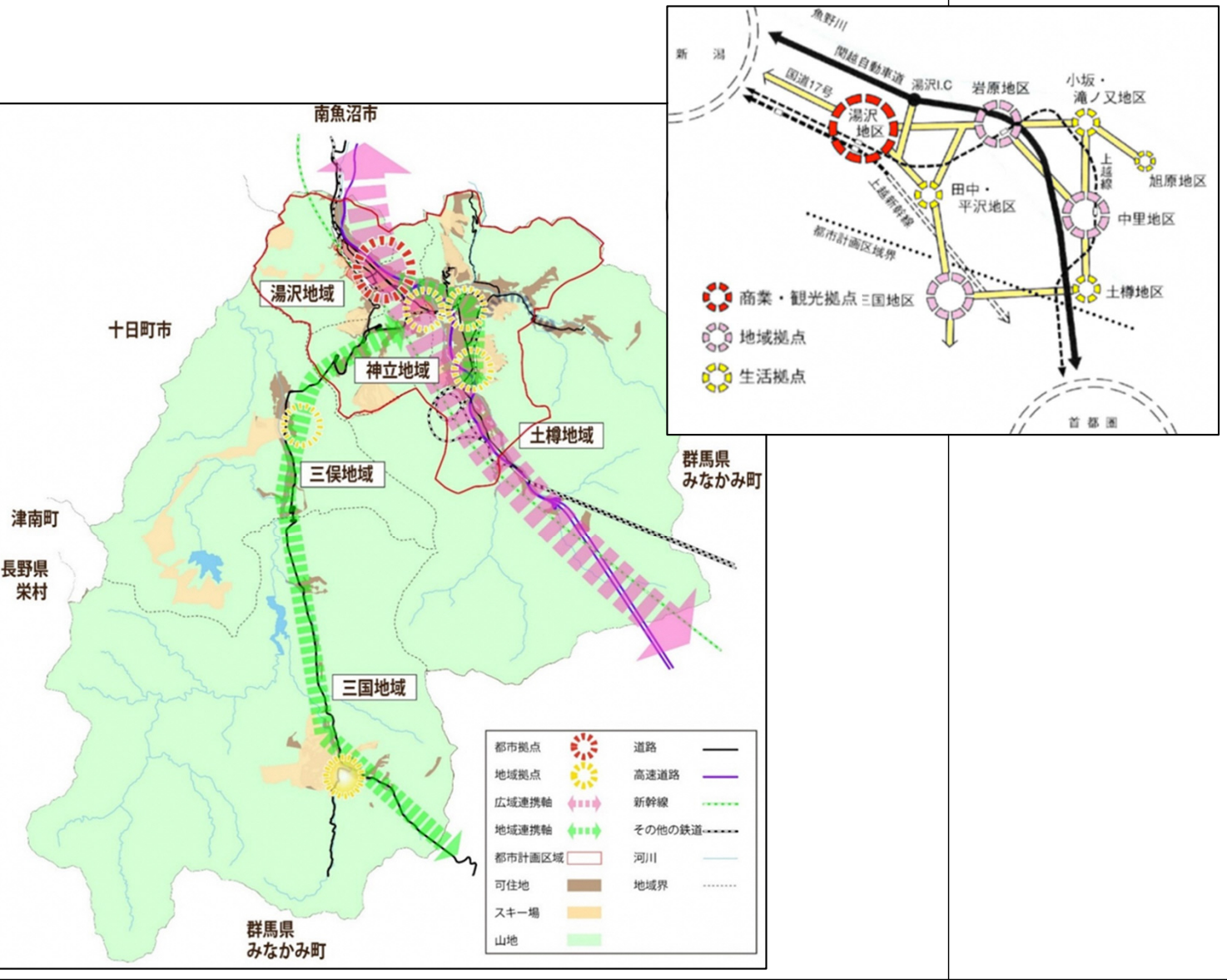
2-1 都市づくりの理念と目標	
・都市づくりの理念・将来像は、「湯沢町総合計画」を踏襲します。 ・理念・将来像を踏まえ都市づくりの目標を「若者に選ばれる居住環境づくり」、「「関係人口」に着目した“観光まちづくり”」とし、まちづくりの方向性を示します。	
新計画	旧計画
理念・将来像	理念・将来都市像
【基本理念】 (1)湯沢町らしさを伸ばすまちづくり (2)変化やニーズを捉えたまちづくり (3)多様な主体がつくるまちづくり 【将来像】『君と一緒に暮らす町 ～(キャッチフレーズ) ～』 恵まれた豊かな自然環境やこれまで培ってきた地域文化、利便性の高い交通基盤や立地条件等を活かし、多くの人々が湯沢の魅力にふれ、体験し、生活拠点として選択し、お互いを尊重し合い、支え合いながら、自然とともに暮らしていくまちを目指します。 ※キャッチフレーズは総合計画で検討中	【理念】 ・地区特性に応じた個性豊かなまちづくりを推進 ・自然と調和のとれた人間尊重の地域社会を形成 【将来都市像】 ・先進的なリゾート機能を兼ね備えた「アーバンリゾートシティゆざわ」の実現
まちづくりの方向性	目標
方向性-1:若者から高齢者まで快適に暮らせる世代間交流のまちづくり	【目標】 ①都市活動人口を5万人規模と想定した都市基盤の整備 ②地域特性に応じたまちづくりの推進 ア. 中心商業、温泉街 イ. 住宅地 ウ. リゾートマンション街、民宿街 エ. 農地、山林等 ③通年型リゾートシティの実現を支援する自立型の都市づくり ④自然を活かした景観づくり ⑤住民参加による都市づくり 【基本方針】 ①土地利用方針 ・地域の個性・特性を活かした良質な生活環境の実現を図る。 ②都市施設整備方針 ・各種都市施設の相互の連携を強化し、生活機能の向上を図る。
・多様な世代が暮らすことに魅力を感じ、交流が促進されるまちづくりを目指します。 ・中心市街地及び拠点地域に都市機能の誘導を進め、賑わいの創出を目指します。 ・都市拠点や交流拠点など相互の連携の強化を図り、多様な交流の促進と産業の振興を目指します。	
方向性-2:災害に強い安全・安心なまちづくり	
・ハード及びソフト面から災害に強い都市構造の形成を図り、安全・安心なまちづくりを目指します。	
方向性-3:自然や都市景観を保全・活用したまちづくり	
・四季の変化に富んだ豊かな自然環境を、かけがえのない地域資源として保全及び活用していくことにより、文化的・健康的な都市生活を実現するとともに、自然環境と調和した豊かな都市づくりを目指します。 ・人と自然が共生する豊かで美しい郷土づくりを行っていくため、失われつつある身近な自然的環境を保全していくとともに、既成市街地においても公園や緑化により身近に緑のある環境を創造するなど、自然と共生する都市を目指します。	
方向性-4:地域の宝を活かした賑わいのまちづくり	・地域の個性を活かし、魅力を高めるまちづくりを目指します。 ・本町に訪れる人と町との継続的な関係づくりを目指します。 ・豪雪地であるという特徴や地域の歴史・産業・暮らし、優れた景観などを継承し、自ら地域を誇り、また多様な交流が広がる資源として活用することを目指します。
方向性-5:多様な協働によるまちづくり	
・市民と行政等、様々な立場の人が連携し、将来のまちを担う人材の育成やまちづくりに関する様々な活動を推進します。	

第2章 全体構想

2-2 将来都市構造

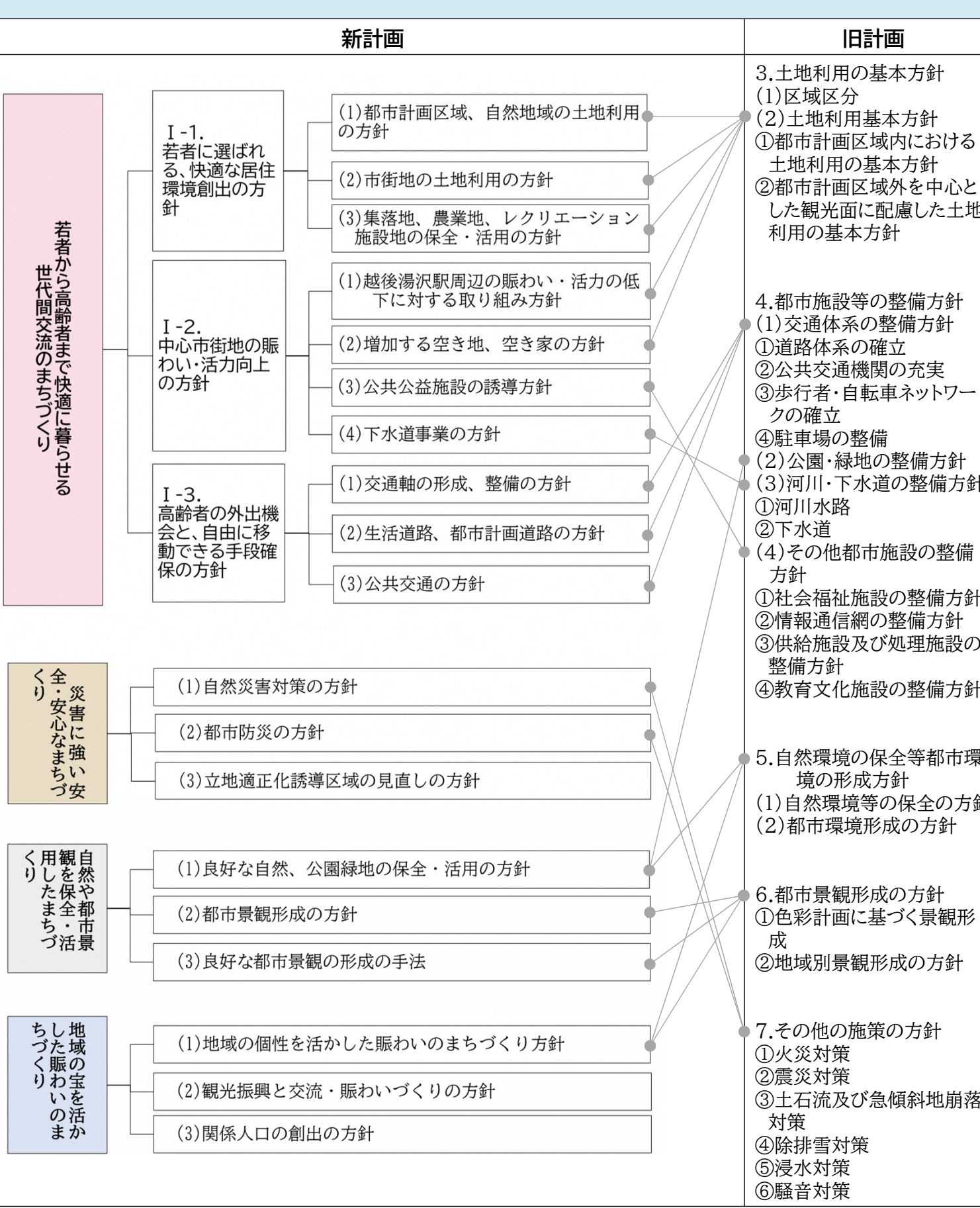
- ・広域的な玄関口機能を活かしたまちづくりを今後も促進します。
- ・2つの拠点と3つの軸を配置します。 ※立地適正化計画で確認頂きました。

新計画	旧計画
・越後湯沢駅を中心に、行政機関や病院、商業などの都市機能が集約され中心市街地を形成しています。 ・この都市拠点周辺には地域の拠点となる地区が有り、公共交通で都市拠点とつながっています。 ・広域連携軸となる鉄道及び国道17号の基幹公共交通の利用圏域に都市機能が集約されています。 ・交通結節点となる越後湯沢駅の周辺は、都市機能を誘導する都市拠点として設定して、本町全体を対象とした生活に密着した都市機能の維持・誘導を推進します。 ・公共交通の利用圏域で湯沢学園を含む区域及び地域の中心地区を地域拠点に設定し、利便性の高い居住環境と世代間交流によるコミュニティ形成を目指します。 ・<u>地域拠点において都市機能と居住環境を維持・向上し、将来に渡って便利に利用できる拠点の形成を図ります。</u>	・地域の個性・特性を活かした良好な生活環境の実現を図るため、分散する拠点間の相互の連携を強化し、一体的な発展に貢献する都市構造を実現する。 ・中心地である湯沢地区を核都市、観光ならびに各種都市機能が集積している岩原地区及び中里地区、三俣地区、三国地区を副次的な核として位置付ける。



2-3 まちづくりの基本方針

- ・都市づくりの理念と目標を踏まえ、まちづくりの基本方針として4項目を設定します。



第2章 全体構想	
2-3 まちづくりの基本方針	
新計画	旧計画
I. 若者から高齢者まで快適に暮らせる世代間交流のまちづくり	
I -1. 若者に選ばれる、快適な居住環境創出の方針	
(1)都市計画区域、自然地域の土地利用の方針	2-3.土地利用の基本方針
1)都市計画区域(都市地域) ・都市の健全な発展に努めます。また、再生可能エネルギーの導入など、環境に負荷の少ない資源循環型社会や低炭素社会の形成に取り組みます。 ・市街地の整備の推進に当たっては、コンパクトな都市づくりを推進します。 2)自然地域 ・景観や自然とのふれあい等の多面的機能に着目し、周辺の環境との調和に配慮しながら、人と自然との共生の取り組みを推進します。また、再生可能エネルギーの導入など、環境に負荷の少ない資源循環型社会や低炭素社会の形成にも取り組みます。 ・国立公園等では、貴重な動植物の生育・生息地としての機能・役割を維持し、保全するとともに、適正かつ持続的な利用を通じて、豊かな自然環境を享受する場の提供を図ります。	(2)土地利用基本方針 ①都市計画区域内における土地利用の基本方針 ②都市計画区域外を中心とした観光面に配慮した土地利用の基本方針
(2)市街地の土地利用の方針	
・市街地では、徒歩や公共交通を使い必要な生活サービスが利用できる環境を創出することで、多世代居住・近居に関心がある若者が魅力を感じる多様なライフスタイルを選択できるようにします。ライフステージに応じた快適な生活スタイルを選択し、住み続けられる、若者から高齢者まで快適に暮らせるまちを目指します。 ・市街地の拡大抑制、防災や環境面にも配慮した計画的な土地利用を行います。 ・道路、下水道、河川、公園などの既存都市施設、空き家や空き地など有効活用を図ります。 ・立地適正化計画制度の活用による都市機能や居住の誘導と公共交通の効果的な連携により、移動しやすく環境負荷の少ない都市づくりを進めます。	
(3)集落地、農業地、レクリエーション施設地の保全・活用の方針	
1)集落地 ・自然や田園環境に調和した戸建て住宅を主体とするゆとりある集落地は、開発の規制、誘導を行い、環境悪化のおそれのある土地利用を抑制し、自然、農業、観光等周辺環境と調和した良好な居住環境の維持、形成を図ります。 ・地域拠点を中心に、コミュニティ形成に必要な一定の人口を維持していくため、日常生活に必要な商業・金融機能(売店や郵便局など)の維持または配置を検討します。 ・また、地域固有の特徴ある集落環境を保全、継承する他、コミュニティの維持に努めます。 2)農業地 ・農業生産活動の場に留まらず、大雨時の洪水調整機能や本町の花原風景の要素の一つで緑豊かな田園景観を創出する空間として、機能の維持・充実を図ります。 ・農地の多面的機能強化の支援、耕作放棄地の利用促進などにより農業振興と地域活性化を図ります。 3)リゾートマンション地・別荘地 ・老朽化対応の検討やテレワークやワーケーション等に対応した環境整備と普及を促進します。また、首都圏等のリモートワーカーやワーケーションの受け入れ、首都圏企業のサテライトオフィス誘致を図ります。 ・リゾートマンション・別荘住民がレクリエーション活動や文化イベント等を通じて交流するプログラムの展開や交流の場、空間の創出を図ります。	

2-3 まちづくりの基本方針	
新計画	旧計画
4)レクリエーション施設地 ・多くの人が利用する公園やスキー場及び周辺の宿泊施設街などは、地域と来訪者の交流が展開される場の一つとして、機能の維持・充実を図ります。 ・新たに開発を行う場合は、農林漁業と調整を行い、都市の発展の動向、自然条件及び交通条件、既存の都市基盤施設の有効利用などに配慮して適切に誘導します。	
I -2. 中心市街地の賑わい・活力向上の方針	
(1)越後湯沢駅周辺の賑わい・活力の低下に対する取り組み方針	2-3.土地利用の基本方針 (2)土地利用基本方針 ①都市計画区域内における土地利用の基本方針
・主水公園の整備を促進し、子育てニーズと高齢者の健康増進に対応した世代間交流の拠点を形成します。また、公園を利用したイベント等による交流を促進します。 ・越後湯沢駅西側は、賑わい創出に向けた取り組みを推進します。 ・越後湯沢駅東側は、駅前広場の施設整備、公園の整備、空き家の活用を推進し、中心市街地での「交通拠点性の強化」「多様な世代が交流する快適な暮らしの場の充実」を図ります。	
(2)増加する空き地、空き家の方針	
・移住・定住の受け皿及び地域活性化につなげるために創設した空き家バンク制度により、空き家の利活用を推進します。 ・首都圏企業のサテライトオフィスの誘致や、後継者不在に悩む事業所と意欲ある方とのマッチング等、事業承継のための施策との連携による空き店舗の減少を図ります。 ・湯沢町インキュベーションセンターと連携し、町内で起業する事業者の支援を継続します。	
(3)公共施設等の誘導方針	2-4 都市施設等の整備方針 (3)その他都市施設の整備方針 ①社会福祉施設の整備方針 ②情報通信網の整備方針 ③供給施設及び処理施設の整備方針 ④教育文化施設の整備方針
・生活の高度化、多様化、住民意識の高まり及び都市活動の活発化に対応するため、都市生活を営むうえで必要不可欠な道路・公園等の都市施設は、広域的な影響や役割に配慮しながら都市計画に定めます。また、人口密度などを勘案し規模・配置の見直しを行います。 ・立地適正化計画の都市機能誘導区域に、立地を誘導すべき都市機能は、町全体の福祉や利便の向上を図るため、今後の人口減少下においても都市機能誘導区域内に維持・確保していくための施策を推進します。 ・都市機能の誘導に関する施策として事業者等による医療施設・商業施設などの施設の立地を促進するため、環境整備等の支援施策の検討を行い、区域内の活性化を図ります。 ・老朽化した都市施設等については、その役割や地域のニーズの変化、施設の特性及び関連施設との連携等を総合的に勘案し、再編統合も視野に入れながら、効率的かつ効果的な配置や維持・更新を図ります。 ・「湯沢町公共施設等総合管理計画」との連携・整合を図り、公共施設の有効活用を図ります。また、余剰施設については、民間活用のため、公的不動産の提供について検討します。	
(4)下水道事業の方針	2-4 都市施設等の整備方針 (2) 河川・下水道の整備方針 ②下水道
・水環境や生活衛生環境の保全・改善、都市環境の向上を図るため、下水道への接続を促し、水洗化率の向上を図ります。 ・土地利用の動向や人口分布状況、将来の人口減少を見据えて、効率的・効果的な維持・更新を図ります。 ・災害に強い都市づくりを展開するため、河川管理者とも連携し、雨水排水の強化により浸水被害の防止・軽減を図ります。	

第2章 全体構想	
2-3 まちづくりの基本方針	
新計画	旧計画
I -3. 高齢者の外出機会と、自由に移動できる手段確保の方針	都市施設等の整備方針
(1)交通軸の形成、整備の方針	2-4 都市施設等の整備方針 (1)交通体系の整備方針 ①道路体系の確立 1)広域道路網体系 2)町内道路網体系
・首都圏、新潟県内主要都市間のネットワークを形成する新幹線や高速バス等の利便性向上を図ります。また、首都圏から新潟県内各地域への玄関口として、交通結節機能の充実に図ります。 ・定住自立圏を形成する都市とは路線バス及び鉄道による公共交通ネットワークの形成と町民の生活利便性を向上するため、交通モードの接続利便性の向上を図ります。 ・広域幹線として関越自動車道や国道17号を位置付け、適切な維持管理、安全性向上、「国道17号 三俣防災」の整備事業を引き続き関係機関に働きかけます。 ・地域連携軸を形成する都市内幹線として、交通の円滑化を図るとともに広域幹線を補完し、施設を有機的にネットワークする県道越後湯沢停車場岩原線、神立湯沢線、湯沢温泉線などを位置付け、適切な維持管理、安全性向上を要望していきます。 ・地域骨格軸を形成する地域内幹線として、都市計画道路、主要な町道を位置付け、道路ネットワークの再編を行い、効率的・効果的な整備を推進します。	
(2)生活道路、都市計画道路の方針	2-4 都市施設等の整備方針 (1)交通体系の整備方針 ③歩行者・自転車ネットワークの確立 1)冬期間の通行確保、高齢者等に配慮した歩道の整備 2)自然を活かした歩行者系空間の確保 3)温泉を活かした歩行者系空間の整備 ④駐車場の整備
1)生活道路、都市計画道路 ・誰もが安全で快適に利用できるように、バリアフリー化やユニバーサルデザインの促進、必要な安全対策を促進します。 ・都市計画道路は、未整備区間で事業を推進します。一方、整備済区間は、適切な維持管理を図ります。また、今後の利用状況から空間利用の再検討を行います。 2)歩行者・自転車 ・歩行者・自転車及びバス交通を考慮し、誰もが使いやすい交通環境の整備を図ります。 ・高齢者や児童、障がい者、外国人など全ての人が安全で容易に移動できる、ユニバーサルデザインの考えに基づいた施設整備を推進します。 ・まちづくりと連携して歩行者及び自転車の移動空間の確保やネットワーク化を図ることにより、賑わいと魅力ある移動環境の創出を図ります。また、道路・広場を利用したイベント開催により町民・高齢者の外出機会の確保を図ります。 3)駐車場 ・社会情勢の変化等に伴う市街地での新たな駐車場需要への対応が求められる場合にあっては、公共と民間の適切な役割分担のもと、適切な駐車施設の配置を検討します。	
(3)公共交通の方針	2-4 都市施設等の整備方針 (1)交通体系の整備方針 ②公共交通機関の充実 1)鉄道サービス水準向上 2)バスサービス水準向上
1)公共交通 ・路線バスや鉄道、福祉バスにより形成されている、既存のネットワークの維持に努めるとともに、補助的な交通手段の検討を推進します。 ・公共交通の利便性向上や鉄道への利用転換及び交通結節点の充実など、交通体系の整備を図り、誰もが日常的に拠点にアクセスできる公共交通手段の確保・維持を図ります。 ・バス事業者と協働して公共交通サービスの一定の水準に維持・充実に図ります。 ・福祉バスの運行及び路線バスの運賃助成を継続し、必要に応じて見直しを図ります。 ・AIを活用したオンデマンド交通や移動課題を解決する様々なモビリティ(自動運転バス、相乗りタクシー、小型モビリティ)の提供を検討します。 ・観光周遊の事例を元に本町での適応を検証し、導入可能な施策に取り組めます。 2)交通拠点 ・越後湯沢駅周辺は、在来線やバス等との乗り換え環境のシームレス化を図ります。 ・駐車・駐輪場、駅前広場、自由通路、パークアンドライド施設や待合施設などの整備・改善を進め、公共交通の利便性向上を図り、利用を促進します。	

2-3 まちづくりの基本方針	
新計画	旧計画
Ⅱ. 災害に強い安全・安心なまちづくり	
(1)自然災害対策の方針	2-7.その他の施策の方針 ②震災対策 ③土石流及び急傾斜地崩落対策 ④除排雪対策 ⑤浸水対策
・豪雪地としての雪害をはじめ、土砂災害、水害、地震など多様な災害リスクに対して、災害の発生を抑制する防災対策と、被害を最小化する減災対策を図り、安全に安心して暮らし続けることのできる都市を目指します。 ・このため、河川施設や下水道施設、治山・砂防施設・防雪施設等の計画的な整備により災害に対する安全性の向上を図るとともに、ハザードマップなど避難に役立つ情報発信により住民の防災意識の醸成に努め、災害に対して安全なまちづくりを推進します。 ・災害の発生するおそれのある土地については開発許可制度により開発を抑制します。 ・土砂災害防止法等と連携して、既存建物の地区外への移転・誘導を検討します。特に、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の立地にあたっては、被害の防止・軽減のため、立地場所の安全性、避難路、避難場所等を踏まえたものとなるよう誘導していきます。 ・水源のかん養や土砂流出防備、急傾斜地の災害防止及び雪崩防止の機能を持った林地や、水害を予防する機能を持つ農地が存在していることから、これらの区域を積極的に保全します。 ・近年では大地震が発生したり、局地的・集中的な豪雨が多発したりしていることから、想定を超える災害に対して生命を守る対策を推進するとともに、災害時の都市機能の維持・継続や速やかな復旧、支援体制の強化を図ります。	
(2)都市防災の方針	2-7.その他の施策の方針 ①火災対策 ⑥騒音対策
・住民の安全・安心な暮らしを実現するため、「湯沢町地域防災計画」と連携し、災害に強い都市づくりのための総合的な施策を展開します。 ・災害時の円滑な避難・救助活動や早急な都市活動の復旧を円滑に行うため、緊急輸送道路等の重要な道路の耐震化やネットワーク化を推進し、防災性の強化を図ります。 ・また災害時の避難・物資輸送・備蓄の防災拠点となる都市公園や公共公益施設等は耐震化など防災機能の充実に図ります。 ・上下水道等のライフラインについて耐震化や機能補完を促進し、災害時の住民生活や経済活動の維持・継続を図ります。 ・木造建築物が密集している市街地においては、建築物の不燃化や耐震化、道路や公園等のオープンスペースの確保や緑化を推進し、災害に強い市街地形成を推進します。また、用途地域の指定されていない集落などでは屋根の不燃化を推進します。 ・「湯沢町公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、公共施設や避難場所に指定されている公民館等の環境整備を図ります。 ・「湯沢町地域防災計画」における指定緊急避難場所及び指定避難所については、災害時に備えた適正な維持・保全を図ります。 ・ハザードマップなど避難に役立つ情報発信により住民の防災意識の醸成に努める他、防災訓練の実施推進により、町民意識の高揚と防災活動の修練を目指します。	
(3)立地適正化誘導区域の見直しの方針	
・誘導区域の災害への安全対策については、ハード、ソフトの両面から今後も継続して安全対策を検討し、被害の最小化、人命の確保を図るものとします。なお、対策が進まない場合は、適切な時期に区域の見直しを行います。 ・立地適正化計画に防災指針を定め計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことを検討します。	

第2章 全体構想	
2-3 まちづくりの方針	
新計画	旧計画
Ⅲ. 自然や都市景観を保全・活用したまちづくり	
(1)良好な自然、公園緑地の保全・活用の方針	2-5.自然環境の保全等都市環境の形成方針 (1)自然環境等の保全の方針 (2)都市環境形成の方針
1)良好な自然 ・豊かな自然的環境を、かけがえのない地域資源として保全及び活用していくことにより、文化的で健康的な都市生活を実現するとともに、自然的環境と調和した豊かな都市づくりを推進します。 ・山々などの自然景観を望むことができる視点場の設定や、地域の歴史・文化資産をさらに発掘し、新たな観光資源として誘客につなげていくため、保全・活用を図ります。 ・飯士山、大源太山、高津倉山など、区域の大部分を占める樹林地や魚野川、大源太川などの河川の緑地については、地球温暖化の抑制や多様な動植物の生息・生育環境として保全を図ります。 2)公園緑地 ・街路樹、公園等の公共空地や建築物周辺の緑地についても保全・形成を図ります。 ・市街地周辺の農地は環境保全上の重要な緑地として、適正な保全を図ります。 ・都市計画公園は、整備中の事業を推進します。一方、整備済公園は、適切な維持管理を図るとともに、緊急性の高いものから補修・更新を進めます。また、今後の利用状況から空間利用の再検討を行います。 【環境保全系統】 樹林地や河川の緑地については、温暖化の抑制や多様な動植物の生息・生育環境として保全を図ります。 【レクリエーション系統】 市街地を取り囲む河川公園緑地をはじめ、河川空間の保全と活用を図ります。 【防災系統】 災害時における安全性の確保を図るため、「地域防災計画」との連携を図りつつ、都市公園などの計画的な配置に努めます。	2-4.都市施設等の整備方針 (2)公園・緑地の整備方針
(2)都市景観形成の方針	2-6.都市景観形成の方針 ①色彩計画に基づく景観形成 ②地域別景観形成の方針
1)自然景観 ・上信越高原国立公園や魚沼連峰県立公園の風光明媚な景観は、区域全体の空間を構成する重要な景観資源として保全を図ります。 ・市街地を囲む緑豊かな山林、飯士山や大源太山などの山々、水と緑の骨格を形成する魚野川、大源太川などの河川空間は、郷土を象徴する景観資源として保全するとともに、周辺の都市景観は、その景観資源との調和を図ります。 2)都市景観 ・既存の公園や街路樹、住宅地の生け垣等の身近な緑地についても、都市生活にうるおいを与える良好な景観要素として、保全・形成を図ります。 ・三国街道の宿場町として栄えた歴史や雪国の風情を感じる越後湯沢駅周辺の温泉街の街なみは、郷土の伝統・文化を継承する景観として、歩行者空間の整備、街灯の整備、店舗の修景などを引き続き推進します。 ・国道17号や町内の主要な道路においては、沿線の植栽、標識等に対して町の特色を活かした整備を行い、景観向上を図ります。	
(3)良好な都市景観の形成の手法	
・特徴的・伝統的な景観を守り、次世代へ引き継いでいくため、都市計画法に基づく地域地区や地区計画等による規制・誘導を図ります。 ・また、地域の自然・歴史・文化を活かした個性ある魅力的な景観を保全・創出するため、景観形成に関する住民の意識醸成を図るとともに、行政や地域の住民・団体等の多様な主体が協働して継続的に取り組める体制や仕組みの整備、建築物や屋外広告物などの規制誘導のルールづくりなどを検討します。 ・「建築物・工作物の新築、増築、改築等」「開発行為」「土地の形質変更」「屋外の堆積」の行為は「新潟県景観計画」において周辺景観との調和に配慮した基準が設けられています。この計画に沿って次の取り組みに努めます。	

2-3 まちづくりの基本方針	
新計画	旧計画
Ⅳ. 地域の宝を活かした賑わいのまちづくり	
(1)地域の個性を活かした賑わいのまちづくり方針	
・歴史・産業・暮らし、優れた景観などを継承し、自ら地域を誇り、多様な交流が広がる資源として活用することを目指します。 ・自然や観光施設等の観光資源の整備・開発、及び地域資源の掘り起こしを図ることによる魅力アップを検討します。また、温泉泉質の資源化や湯治文化の活用を推進します。 ・地場産農林産物の生産や直販所の整備、地産地消の確立など、様々な産業との連携による新産業分野の創出(6次産業化)を図ります。また、広域観光圏域における各地域の食文化や地産地消の連携を図ります。 ・地域の食や農産物、生活・歴史文化や自然環境を大切にした個性・多様性を尊重するまちづくりを推進します。	
(2)観光振興と交流・賑わいづくりの方針	
・ボランティアガイドの育成・活用など、おもてなし体制の充実を図ります。 ・暮らし自体を観光資源として活かし、あたたかなホスピタリティの醸成を図ることにより、訪れる人々が湯沢のさまざまな魅力にふれることができるまちづくりを推進します。 ・長期滞在・リピーターを増やす取り組みを進めます。また、本町に訪れる人と町との継続的な関係づくりを推進します。 ・自然環境の保全や観光振興に寄与する土地利用の適正な誘導や環境整備を推進します。 ・新幹線や高速道路等の国内外からの来訪者を迎える場所として、中心市街地の賑わいや回遊性の向上により、国際観光地・スキーリゾート地にふさわしいまちづくりを推進します。 ・消費者が求めているニーズを旅行商品化するとともに、観光地としてのブランドを確立し情報発信の強化と支援を推進します。 ・湯沢らしい独自の空間や地域と来訪者の交流促進、取り組みの継続と改善によりオンリーワンブランドの確立を図ります。 ・四季を通じて湯沢の魅力にふれる事のできる観光資源を整備するとともに有効活用を図ります。また、住民や来訪者でにぎわうイベント等、雪の活用を図ります。	
(3)関係人口の創出の方針	
1)観光からの関係人口創出 ・年間400万人以上訪れる観光客を町の活力として活用していくことが求められます。このためには、通年観光の推進を通して、町に関心のある人を増やす取り組みが必要です。 ・関係人口と地域の継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供する取り組みを図ります。 ・参加型の観光を提供することで、地域活動の担い手として観光客を受け入れます。 ・体験型観光や、オーナー制度等による地場産業の後継者づくり等、人口減少社会における産業の支援体制を創出します。また、リゾート環境を活かした産業誘致を検討します。 ・地域との関係性をさらに深めることができる環境の整備を検討し関係人口の創出・拡大を図ります。各地域で個々に行われている祭りやイベントの連携を図ります。 ・地域が持つ魅力・ポテンシャルを自ら磨き上げ、それら地域資源を最大限活用し、情報発信など地域の意欲創出に資する取り組みを積極的に推進します。また、本町に訪れる方、関心を持たれる方との持続可能な関係構築を図ります。	
2)首都圏とのアクセスの良さからの関係人口創出 ・地域とのつながりが首都圏をはじめとする都市部住民にとっても重要であり、さらに、地域の活性化にも関係人口は原動力となることを踏まえ、様々な形での関係人口創出の取り組みを推進します。 ・自宅や遠隔地のオフィスを拠点として仕事をするテレワークやワーケーション等に対応した環境整備と普及を促進するため、ICT(情報通信技術)の活用を推進します。 ・首都圏のサテライトオフィスや合宿等の短期的な企業活動を誘致し、町と企業との関係づくりを図ります。	

第3章 地域別構想

3-1 湯沢地域	
・我が国有数のスキーリゾートの中心市街地であり、越後湯沢駅周辺を中心に生活サービス施設が集積しています。また、東京方面との高速交通の拠点でもあります。 ・温泉地としても知られ、小説「雪国」の舞台としても有名です。	
新計画	旧計画
地域の将来像	将来のイメージ
「多様な都市機能の集積による賑わいのある都市拠点形成」 ～交ざり合う拠点～	先進的総合拠点地域
基本方針	地域整備の基本方針
・市街地内の既存都市機能(施設)は転出の抑制を図ります。 ・利便性の高いコンパクトな市街地を活かしたまちづくりと、温泉街等の観光資源を活かしたまちづくりを進めます。	・歴史的街並み景観を保全しつつ、生活機能、観光機能(特に温泉)を有する複合的で常に先進的な都市基盤の整備を図りながら、アーバンリゾートシティゆざわの中心拠点を形成する。
【地域コミュニティ】・賑わい創出などの地域の課題解決に取り組むことで地域コミュニティの強化や安心・安全な環境づくりを図ります。(商工会青年部など) ・町の中心部としての行事やイベントの開催において、町と町民の協働による環境の充実を検討します。	
【関係人口】・町全体に波及するイベントの実施を継続し、賑わいの向上を図ります。また、地域内外の多様な人々の交流を促進します。	
【地域の宝】・温泉街等の観光資源を活かしたまちづくりを進めます。 ・とろりこ流し等の祭りや食などの地域の文化を保全・継承します。	
地域の構造	
・越後湯沢駅周辺を中心に生活サービス施設が集積するエリアを「都市拠点」に位置付けます。 ・都市拠点周辺に広がる住居や温泉街、国道17号沿道を「地域拠点」として位置付けます。	
まちづくりの方針	
1)若者から高齢者まで快適に暮らせる世代間交流のまちづくり	
①拠点の形成、機能の集積を促進 ・「立地適正化計画」に基づき、都市機能と居住の誘導を図ります。 ・無秩序な市街地拡大を防止するため、宅地の集約化や未利用地への適切な土地利用誘導を行います。 ・越後湯沢駅東口の駅前広場施設整備により、乗り換え環境の改善(シームレス化)を図ります。 ・福祉バスの運行や、路線バスの運賃助成等により、公共交通のサービス水準の維持・充実を図ります。	①土地利用の方針 ・用途地域、農振法、自然公園法の指定状況及び土地利用の現況を踏まえて、計画的な土地利用を推進し、リゾートコアの形成を図る。
②居住環境や地域コミュニティの向上 ・若い世代の流出抑制や移住を促進するため、住宅・土地取得の支援を継続する他、住宅取得に対する支援策の拡充を検討します。 ・移住・定住に向けた情報発信や支援体制の強化を図ります。 ・快適な居住環境の形成や歩いて楽しいまちづくりに向けて、公共空間におけるバリアフリー化等の推進や道路・公園等の魅力的な空間づくりを図ります。 ・主水公園は、子どもたちが遊び、高齢者の健康増進に寄与する機能を持つコミュニティ形成の場となる公園として再整備を促進します。 ・空き家・空き地を有用な財産として捉え、移住・定住の受け皿としての利活用を図ります。	②公共施設の整備方針 1)道路 ・国道17号湯沢塩沢道路の早期確定を推進するとともに、都市計画道路湯沢温泉線、主水中島川原線、中央線の整備を促進し、国道17号の4車線化については整備計画に対応した都市計画の変更を行い、その整備を推進する。

3-1 湯沢地域	
新計画	旧計画
まちづくりの方針	
2)災害に強い安全・安心なまちづくり	②公共施設の整備方針 1)道路 ・低層住宅地においては、土地区画整理事業や地区計画によって、生活道路の整備を推進し、行き止まり道路は防災上の二方向避難を確保する。 ・外湯めぐりプロムナードの整備を促進し、案内板・舗装・街灯・ストリートファニーチャーの整備を図る。 ・さらに、温泉街の交通の整流化のため、一部区間の一方通行規制の導入を図る。
3)自然や都市景観を保全・活用したまちづくり	2)公園・広場・縁道の整備方針 ・シーズンオフのスキー場は、花一杯の緑地として散策ができるよう整備を図る。 ・なお、城平スキー跡地については観光公園としての利用を検討する。
4)地域の宝を活かした賑わいのまちづくり	3)公共下水道 ・一部公共下水道が未整備の地区について、整備を促進する。
・特徴的・伝統的な景観を守り、次世代へ引き継いでいくため、都市計画法に基づく地域地区や地区計画等による規制・誘導を図ります。 ・豊かな自然や生態系並びに地域固有の景観等を保全・活用するため、適切な土地利用を図ります。 ・魚野川などの河川は、良好な水辺の景観や豊かな生態系に配慮しながら景観要素として保全します。また、河川周辺の都市景観は、その景観資源との調和を図ります。 ・越後湯沢駅周辺の温泉街の街なみは、郷土の伝統・文化を継承する景観としての保全や、舗装の美装化などの修景による賑わい景観の創出を図ります。 ・景観形成に関する住民の意識醸成を図るとともに、景観計画等の景観に関するルールの活用を検討します。 ・行政と地域住民・団体等の多様な主体との協働による取り組みを支援します。 ・既存公園・緑地の良好な維持管理を推進し、地域住民の参加による維持管理手法について検討します。	4)その他 ・越後湯沢駅周辺に官民協力した共同駐車場の整備を図る。

第3章 地域別構想

3-2 神立地域

・湯沢学園、湯沢カルチャーセンター等の町民生活上重要な公共施設が立地しています。
・神社や荒戸城跡などの歴史的資源、魚野川を活用した水との親しみなどこれを活かした地域づくりを進めてきました。

新計画	旧計画
地域の将来像	将来のイメージ
「良好な居住と教育・福祉・交流のまち」 ～公共施設が集積する歩いて暮らせる快適な居住地の形成～	健康と教育文化の先進地
基本方針	地域整備の基本方針
・本町全体の子育て・教育・文化拠点としての特徴を活かしたまちづくりを推進し、機能の集約と転出の抑制を図ります。 ・地域コミュニティの維持・活性化を図り、全年齢層の交流を促進します。 ・地域の歴史や伝統文化の後世への継承を図ります。 【地域コミュニティ】・行事・イベントの企画段階から多様な人が関わるようにすることで、世代間交流を促します。 ・課題を解決の話し合いをきっかけに、子どもから大人を含む多世代交流を活性化します。 【関係人口】・しめ縄燃やしなどの行事・イベントは、地域内外の多様な人々の協働により維持・活性化を図ります。 【地域の宝】・神社の祭りなどの行事を維持することで、地域の文化を保全・継承します。	・湯沢町の住民生活の中心として、高齢社会に対応したまちづくりを推進し、「シビックセンター」としての役割を果たすとともに、歴史的資源、魚野川での水との親しみなどを活かした地域づくりを推進する。
地域の構造	
・湯沢学園周辺の商業施設や会館等が立地するエリアを「地域拠点」として位置付けます。	
まちづくりの方針	
1)若者から高齢者まで快適に暮らせる世代間交流のまちづくり	①土地利用の方針 ・用途地域、農振法、自然公園法の指定状況及び土地利用の現況を踏まえて、計画的な土地利用を推進し、シビックゾーンにふさわしい地区形成を図る。
① 拠点の形成、機能の集積を促進 ・「立地適正化計画」に基づき、都市機能と居住の誘導を図ります。 ・宅地の集約化や未利用地への適切な土地利用誘導を行います。 ・福祉バスの運行や、路線バスの運賃助成等により、公共交通のサービス水準の維持・充実に努めます。	
② 居住環境や地域コミュニティの向上 ・若い世代の流出抑制や移住を促進するため、住宅・土地取得の支援を継続する他、住宅取得に対する支援策の拡充を検討します。 ・移住・定住に向けた情報発信や支援体制の強化を図ります。 ・快適な居住環境の形成や歩いて楽しいまちづくりに向けて、公共空間におけるバリアフリー化等の推進や道路・公園等の魅力的な空間づくりを図ります。 ・湯沢学園やカルチャーセンター内のキッズスペース等を活用した安全・安心な子育て環境の充実に努めます。 ・カルチャーセンター等を活用し、健康増進に寄与する取り組みを支援します。 ・地域のコミュニティや、歴史・文化を守り、育てる場所・活動体制づくりを支援します。	

3-2 神立地域	
新計画	旧計画
まちづくりの方針	
2)災害に強い安全・安心なまちづくり	②公共施設の整備方針 1)道路 ・国道17号については4車線化計画が明らかになった時点において都市計画の変更等の検討を行う。 2)公園・広場・緑道の整備方針 ・親水河川として穴沢河川公園緑地の整備を促進する。 3)公共下水道 ・一部公共下水道が未整備の地区について、整備を促進する。 4)その他 ・J R上越線の新駅設置を検討するとともに、パスサービスの向上によって、きめ細かい公共交通サービスの実現を図る。 ・特別養護老人ホームを中心として、メディケアネットワーク化の推進を図る。
3)自然や都市景観を保全・活用したまちづくり	
・特徴的・伝統的な景観を守り、次世代へ引き継いでいくため、都市計画法に基づく地域地区や地区計画等による規制・誘導を図ります。 ・豊かな自然や生態系並びに地域固有の景観等を保全・活用するため、適切な土地利用を図ります。 ・魚野川などの河川は、良好な水辺の景観や豊かな生態系に配慮しながら景観要素として保全します。また、河川周辺の都市景観は、その景観資源との調和を図ります。 ・農地は、食糧生産のほか、自然環境の保全、良好な田園景観の形成などの多面的機能を有していることから、極力保全します。 ・景観形成に関する住民の意識醸成を図るとともに、景観計画等の景観に関するルールを活用を検討します。 ・行政と地域住民・団体等の多様な主体との協働による取り組みを支援します。 ・既存公園・緑地の良好な維持管理を推進し、地域住民の参加による維持管理手法について検討します。 ・公園(中央公園、穴沢河川公園緑地)の整備を促進します。 ・市街地を取り囲む緑地として、穴沢河川公園緑地をはじめ、魚野川、大源太川等の河川空間の保全と活用を図ります。	
4)地域の宝を活かした賑わいのまちづくり	
・良好な自然環境の保全を図るとともに、スキー場や自然体験施設における周辺の宿泊施設等と連携した通年型のレクリエーション地域としての魅力向上を図ります。 ・リゾートマンションと地域住民の交流促進を図ります。 ・魚沼神社祭り、毘沙門祭りなどの地域に根付いた行事や文化、風習を継承するとともに、まちづくり活動への活用を図ります。 ・中央公園や穴沢河川緑地、カルチャーセンターを活用し、町民の健康増進やコミュニティ形成による賑わいづくりを図ります。 ・湯沢学園やキッズスペース(カルチャーセンター内)が立地する子育て拠点として、子どもが主役となる取り組みを検討します。 ・首都圏のサテライトオフィスやテレワーカーの誘致、仕事と休暇を組み合わせた「ワーケーション」の体験プログラム等を推進し、空き家等の活用を図ります。 ・空き家などを活用して、来訪者との交流や二地域居住のための受け皿、またはお試し居住など、地域の活性化につながる仕組みづくりを図ります。	

第3章 地域別構想

3-3 土樽地域	
・中央公園、大源太キャニオン等の立地によって、リゾート機能の充実が図られてきました。 ・フィッシングパーク、土樽自然公園の整備などレジャー・レクリエーション活動の通年化が進められてきた地域です。また、ホタルの里、大源太、四十八滝など自然の景勝地があります。	
新計画	旧計画
地域の将来像	将来のイメージ
「自然に囲まれて暮らすスノーリゾート」 ～恵まれた自然を守りつつ人々の交流を促進～	土樽東は、いつでもスポーツ＆レジャー拠点、土樽西は、やすらぎとふれあいの郷
基本方針	地域整備の基本方針
・豊かな自然の体験施設やスポーツ施設などの特徴を活かしたまちづくりを推進します。 ・大規模跡地の活用を促進します。 ・地域住民とリゾートマンション住民との交流促進に向け、住民同士が集う場所や仕組みづくりを検討します。(直売所を活用した茶飲み場など) ・本地域にしかない自然や景勝地の魅力を発信し、関係人口拡大を図ります。	・土樽東地域は、高度に若者志向の岩原地区と自然の豊富な大源太地区とそれぞれの特徴を活かし、相互連携の下に通年型スポーツ地区を形成し、計画的なまちづくりの推進と合わせて完成度の高い地区形成を図る。 ・土樽西地域は、副次拠点として、安全で快適な市街地創出する基盤を整備し、ファミリー志向の民宿街としての中里地区、自然の豊富な土樽地区と、それぞれの特徴を活かし、相互連携の下に通年型のレジャーゾーンを形成する。
【地域コミュニティ】・多世代がいきいきと暮らせる環境づくりを展開します。 【関係人口】・地域を代表する魅力を発信し、関係人口拡大につなげます。 ・自然の癒しを感じる長期ステイの推進や農業などの体験型観光など、従来の観光とは異なる視点で地域の活性化を展開します。 ・大規模跡地活用やリゾートマンションを活用したコワーキングスペースの活用等、新たな取り組みを話題作りにつなげます。 【地域の宝】・岩原や旭原では、豊かな自然の体験施設やスポーツ施設などの特徴を活かしたまちづくりを推進します。 ・スキー場周辺の民宿街や豊富な自然の特徴を活かしたまちづくりを進めます。 ・地域の良い所をPRするために名前(例 ホタルの里)を付けるなど、地域資源の掘り起こしを図ります。	
地域の構造	
・岩原スキー場前駅周辺のマンションや小規模店舗、集落開発センターが立地するエリア及び越後中里駅周辺の郵便局や農山村総合開発センター、駐在所が立地するエリアを「地域拠点」として位置付けます。	
まちづくりの方針	
1)若者から高齢者まで快適に暮らせる世代間交流のまちづくり	①土地利用の方針 ・用途地域、農振法、自然公園法の指定状況及び土地利用の現況を踏まえつつ、今後の建築物の密集に対応して用途地域の指定または地区計画・集落地区計画の導入を検討する。 ・区分ごとの計画的な土地利用を推進し、土樽東では若者志向の通年型スポーツゾーンの形成を図る。一方、土樽西ではファミリー志向の強いレジャーゾーンの形成を図る。
① 集落拠点の形成、居住環境や地域コミュニティの向上 ・地域コミュニティの維持・活性化に向け、住民が集い、多世代が交流する場の形成を図ります。 ・公共空間のバリアフリー化や道路・公園等の魅力的な空間づくりを推進します。 ・若い世代の流出抑制や移住を促進するため、住宅・土地取得の支援を継続する他、住宅取得に対する支援策の拡充を検討します。 ・移住・定住に向けた情報発信や支援体制の強化を図ります。 ・地域コミュニティを維持するための取り組み・仕組みづくりを支援します。(まつり、清掃活動、除雪、防災、介護など)	
② 快適な交通手段の確保 ・市街地(湯沢地域)への円滑な移動手段として地域ニーズに応じた公共交通の検討を行い、地域住民の暮らしの足の確保を図ります。	

3-3 土樽地域	
新計画	旧計画
まちづくりの方針	
2)災害に強い安全・安心なまちづくり	②公共施設の整備方針 1)道路 ・道路整備促進のさらなる展開を図る。 ・土樽地区に土樽PAをハイウェイオアシスとしての整備を検討し、これにあわせ東京方面への流入専用のクォーターインターチェンジの設置やパーク・アンド・バスライドの導入を検討する。 2)公園・広場・緑道の整備方針 ・魚野川沿いの自然公園の整備を推進する。また、中子町有地については、暫定的な利用方策として多目的交流広場を整備し、地域住民の憩いの場を確保する。 ・魚野川沿いの土樽自然公園の整備を推進する。 ・シーズンオフのスキー場は、花一杯の緑地として散策ができるよう整備を図る。 3)公共下水道 ・一部公共下水道が未整備の地区について、整備を促進する。 4)その他 ・駅の新設を検討するとともに、バスサービスの向上によりきめ細かい公共交通サービスの実現を図る。
3)自然や都市景観を保全・活用したまちづくり	・保全すべき豊かな自然や生態系、活用すべき地域固有の景観等、地域の自然環境等の保全・活用を検討し、適切な土地利用を図ります。 ・特徴的・伝統的な景観や緑豊かな山林、河川空間の景観を保全します。 ・景観形成に関する住民の意識醸成を図るとともに、景観計画等の景観に関するルールの活用を検討します。 ・行政と地域住民・団体等の多様な主体との協働による取り組みを支援します。 ・魚野川などの河川は、良好な水辺の景観や豊かな生態系に配慮しながら景観要素として保全します。 ・農地は、食糧生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な田園景観の形成などの多面的機能を有していることから、将来にわたり保全します。 ・既存公園・緑地の良好な維持管理を推進し、地域住民の参加による維持管理手法について検討します。
4)地域の宝を活かした賑わいのまちづくり	・観光客や合宿客を誘致するため、良好な自然環境の保全を図るとともに、スキー場をはじめスポーツや自然等の体験型観光を有する通年型のレクリエーション地域としての魅力向上を図ります。 ・地域に根付いた行事や文化、風習を継承するとともに、地域固有の歴史文化や自然をさらに発掘し、観光資源の保全・活用により交流人口の拡大につなげます。 ・空き家等既往施設を活用した農産物の産直施設や住民の交流スペース等の配置を検討します。 ・気軽に楽しめる水辺環境づくりや公園・遊歩道等の住民の健康増進への活用を検討します。 ・空き家・空き地を有効活用して地域の活性化につながる仕組みづくりを図ります。 ・首都圏のサテライトオフィスやテレワーカーの誘致、仕事と休暇を組み合わせた「ワーケーション」の体験プログラム等を推進し、空き家等の活用を図ります。 ・空き家などを活用して、来訪者との交流や二地域居住のための受け皿、またはお試し居住など、地域の活性化につながる仕組みづくりを図ります。

第3章 地域別構想

3-4 三俣地域	
・国道17号沿いの三俣地区と清津川沿いの八木沢・大島地区の2つの集落に分かれ、民宿やペンションを中心としたスキーリゾート地です。 ・一軒宿の貝掛温泉、国道17号沿いの街道の湯、道の駅みつまたを有する地域です。	
新計画	旧計画
地域の将来像	将来のイメージ
「人と自然(雪)、歴史・文化の結びつきを大切にすまち」 ～個性ある地域づくり～	自然とのふれあいリゾート地
基本方針	地域整備の基本方針
・地域資源を活用したまちづくりを推進し、インバウンドや関係人口の拡大を図ります。 ・清津川沿いの景観や豊かな自然の保全に努めます。 ・地域のまつりや伝統行事の存続とともに、雪などの地域資源を活用した行事のまちづくりへの活用を図ります。(雪国の生活体験、積雪期のお試し居住など) ・地域内外の人々のつながり強化を図ります。	・今後、清津川ダムの整備によって地域が大きく変貌する可能性を持っているが、概ね20年間は、住民生活を維持する利便施設の増強を推進するとともに、清津川沿いの景観を保全し、地域住民のみならず広く保養・レクリエーションの基地としての整備を推進する。
【地域コミュニティ】・スキー場や歴史、自然、雪を活用し、地域を知ってもらうことで地域と人の結びつきを強化します。 【関係人口】・池田家と宿場の雰囲気が残る街並みや梅花藻(バイカモ)、ヒカリゴケなどの地域を代表する魅力を発信し、関係人口の拡大につなげます。 【地域の宝】・道の駅や共同浴場、郵便局等を地域の情報発信の場として活用します。また、観光協会の機能強化を図ります。 ・地域に縁のある人達の得意分野を活かすなど、観光ボランティアの育成を図ります。 【居住環境】・三俣で仕事をする人の増加を推進するため、リモートワーク・ワーケーションなどの新しい働き方を実現する環境整備を推進します。	
地域の構造	
・道の駅みつまたや郵便局、公民館、池田家、伊米神社が立地するエリアを「地域拠点」として位置付けます。	
まちづくりの方針	
1)若者から高齢者まで快適に暮らせる世代間交流のまちづくり	
① 集落拠点の形成、居住環境や地域コミュニティの向上 ・地域コミュニティの維持・活性化に向け、住民が集い、多世代が交流する場の形成を図ります。 ・公共空間のバリアフリー化や道路・公園等の魅力的な空間づくりを推進します。 ・移住・定住に向けた情報発信や支援体制の強化を図ります。 ・地域コミュニティを維持するための取り組み・仕組みづくりを支援します。(まつり、清掃活動、除雪、防災、介護など) ② 快適な交通手段の確保 ・市街地(湯沢地域)への円滑な移動手段として地域ニーズに応じた公共交通の検討を行い、地域住民の暮らしの足の確保を図ります。	・清津川ダムの建設により地域が大きく変貌する可能性を有しているものの、豊かな自然との共生の中で住み良いまちづくりを進めていくものとする。 ・道路整備促進のさらなる展開 ・きめ細かい公共交通サービスの実現 ・清津峡等の恵まれた自然環境の保全と共生 ・自然を活かした保養・レクリエーション基地としての整備 ・防災ヘリポートの整備検討

3-4 三俣地域	
新計画	旧計画
まちづくりの方針	
2)災害に強い安全・安心なまちづくり	・公園・広場等のオープンスペースの確保や公共施設等の防災機能の充実を図ります。 ・地域内の重要な道路の耐震化やネットワーク化の推進、避難路・避難場所の機能強化や地域防災体制の強化を図ります。 ・緊急輸送道路であり災害時の避難路でもある国道17号三俣防災の整備促進を関係機関へ働きかけます。 ・土砂災害のおそれのある箇所については、ハザードマップによる危険の周知に努めるとともに住民の防災意識の醸成を図ります。 ・河川施設や治山・砂防施設・防雪施設等の計画的な整備による安全性向上を進めるとともに安全対策工事を関係機関に働きかけます。
3)自然や都市景観を保全・活用したまちづくり	・保全すべき豊かな自然や生態系、活用すべき地域固有の景観等、地域の自然環境等の保全・活用を検討し、適切な土地利用を図ります。 ・特徴的・伝統的な景観や緑豊かな山林、河川空間の景観を保全します。 ・景観形成に関する住民の意識醸成を図るとともに、景観計画等の景観に関するルールの活用を検討します。 ・行政と地域住民・団体等の多様な主体との協働による取り組みを支援します。 ・地域住民の参加による維持管理手法について検討します。 ・三国街道の宿場町として栄えた歴史や雪国の風情を感じる街なみの保全・創出を図ります。 ・伊米神社の社寺境内地内の樹林地の保全に努めます。
4)地域の宝を活かした賑わいのまちづくり	・良好な自然環境の保全を図るとともに、スキー場や自然体験施設における周辺の宿泊施設等と連携した通年型のレクリエーション地域としての魅力向上に努めます。 ・地域に根付いた行事や文化、風習を継承するとともに、地域固有の歴史文化や自然をさらに発掘し、視点場(ビューポイント)の設定など、観光資源の保全・活用により交流人口の拡大につなげます。 ・道の駅みつまたと街道の湯は、道の駅としての情報発信の強化を図るとともに、来訪者との交流の場として利便性の向上を図ります。 ・気軽に楽しめる水辺環境づくりや公園・遊歩道等の住民の健康増進への活用を検討します。 ・清津峡や荒戸城跡、トレッキング湯沢等、観光資源の歩行者のアクセス性を向上しウォーキングルートの設定等を検討します。また、観光資源のPRを推進します。

第3章 地域別構想	
3-5 三国地域	
・我が国でも有数のスキーリゾート地としての地位を確立し、別荘地やリゾートマンションを有しています。 ・春の新緑、夏の合宿・フジロック、秋の紅葉、冬のスキーと季節ごとの楽しみがあります。	
新計画	旧計画
地域の将来像	将来のイメージ
「四季折々の自然を五感で感じるまち」 ～不便を楽しみ自ら成長する自然と融合した地域づくり～	先進的エコリゾート地
基本方針	地域整備の基本方針
・豊かな自然環境や、スキーリゾート等の特徴を活かしたまちづくりを進め、関係人口の拡大につなげます。 ・他の地域との交流を拡大し、情報などの連携により観光まちづくりを図ります。 ・地域コミュニティを大切にし、別荘地やマンション入居者と地域住民の交流を促進します。 【地域コミュニティ】・集会施設や空き公共施設等を有効に利用しながら、地域資源である良好な自然環境を保全しつつ、他地域との多様な交流機会の創出・拡大を図ります。 ・地域主体の桜、いろはかえで(もみじ)の植樹活動やボードウォーク活動等の取り組みを継続し、地域コミュニティや地域の支え合いを大切にしたまちづくりを推進します。 ・世代間交流を通じ、次の世代に夢のある取り組みを継承します。 【関係人口】・豊かな自然環境や、スキーリゾートをはじめとするレジャー等の特徴を活かしたまちづくりを進め、関係人口の拡大につなげます。 ・イベントに訪れる来訪者との関係拡大、他地域への誘導に取り組みます。 【地域の宝】・地域資源である雪を活用した行事(雪国の生活体験、積雪期のお試し居住など)をまちづくりに活用します。 ・人工物でない観光資源を結ぶ案内看板の設置や歴史的背景などのストーリーのあるマップ作成など、地域の魅力の掘り起こしを推進します。 【居住環境】・宿泊施設やリゾートマンションを活用した新しい働き方を実現するため、リモートワーク・ワーケーションなどの環境整備を推進します。 ・若者が地域に興味を持ち、Uターン移住を誘導するための取り組みを推進します。	・スキーリゾート地としてだけでなく、標高の高さを活かした夏期における避暑地として、 ・また、厳しい生活風土の歴史と豊かな自然環境を誇る通年型の先進的エコリゾート地として機能の充実・景観の維持を図る。
地域の構造	
・三国郵便局や交番、小規模店舗、公民館の分館が立地するエリアを「地域拠点」として位置付けます。	
まちづくりの方針	
1)若者から高齢者まで快適に暮らせる世代間交流のまちづくり	
① 集落拠点の形成、居住環境や地域コミュニティの向上 ・地域コミュニティの維持・活性化に向け、住民が集い、多世代が交流する拠点の形成を図ります。 ・地域コミュニティを維持するための取り組み・仕組みづくりを支援します。(まつり、清掃活動、除雪、防災、介護など) ・ボードウォーク整備や植樹等の住民活動を継続し、地域の魅力向上を図ります。	
② 快適な交通手段の確保 ・市街地(湯沢地域)への円滑な移動手段として地域ニーズに応じた公共交通の検討を行い、地域住民の暮らしの足の確保を図ります。	厳しい生活風土の歴史と豊かな自然環境を誇る通年型の先進的エコリゾート地としての機能の充実・景観の維持を図るとともに、地域住民の生活環境の向上を図るものとする。 ・道路整備促進のさらなる展開 ・きめ細かい公共交通サービスの実現 ・通年型リゾート地に相応しい機能の充実 ・防災ヘリポートの整備検討

3-5 三国地域	
新計画	旧計画
まちづくりの方針	
2)災害に強い安全・安心なまちづくり	・公園・広場等のオープンスペースの確保や公共施設等の防災機能の充実を図ります。 ・地域内の重要な道路の耐震化やネットワーク化の推進、避難路・避難場所の機能強化や地域防災体制の強化を図ります。 ・緊急輸送道路であり災害時の避難路でもある国道17号二居トンネルの整備推進を関係機関へ働きかけます。 ・土砂災害のおそれのある箇所については、ハザードマップによる危険の周知に努めるとともに住民の防災意識の醸成を図ります。 ・河川施設や治山・砂防施設・防雪施設等の計画的な整備による安全性向上を進めるとともに安全対策工事を関係機関に働きかけます。
3)自然や都市景観を保全・活用したまちづくり	
・保全すべき豊かな自然や生態系、活用すべき地域固有の景観等、地域の自然環境等の保全・活用を検討し、適切な土地利用を図ります。 ・三国街道の歴史的な景観の保全・活用を図ります。 ・特徴的・伝統的な景観や緑豊かな山林、河川空間の景観を保全します。 ・景観形成に関する住民の意識醸成を図るとともに、景観計画等の景観に関するルールを活用を検討します。 ・行政と地域住民・団体等の多様な主体との協働による取り組みを支援します。 ・地域住民の参加による維持管理手法について検討します。	
4)地域の宝を活かした賑わいのまちづくり	・良好な自然環境の保全を図るとともに、スキー場や自然体験施設における周辺の宿泊施設等と連携した通年型のレクリエーション地域としての魅力向上を図ります ・三国街道の宿場町として栄えた歴史や雪国の風情を感じるまちの創出を図ります。 ・地域に根付いた行事や文化、風習を継承するとともに、地域固有の歴史文化や自然をさらに発掘し、視点場(ビューポイント)の設定など、観光資源の保全・活用により交流人口の拡大につなげます。 ・植樹活動やボードウォーク整備、雪に関する行事等、自然とのふれあいに関する活動の促進を図ります。また、雪を活用したイベントや行事について、まちづくりへの活用を図ります。 ・気軽に楽しめる水辺環境づくりや公園・遊歩道等の住民の健康増進への活用を検討します。 ・首都圏のサテライトオフィスやテレワーカーの誘致、仕事と休暇を組み合わせた「ワーケーション」の体験プログラムやお試し居住等を推進し、リゾートマンションや空き家等の活用を図ります。

第4章 実現方策	
4-1 計画の推進に向けて	
・計画の推進については、町民、事業者、各種団体などと行政による協働を基本に進めます。	
新計画	旧計画
(1)まちづくりの手法	
【計画的な土地利用の誘導】	第4章 都市像実現の方策 4-1都市整備の総合方針 (1)市街地開発事業等の方針 (2)都市施設等の整備の方針 (3)アメニティ環境の保全・整備の方針 (4)住民参加等の推進の方針 4-2実現の時期別・段階別の方針(整備プログラム) (1)整備プログラムの基本的な考え方 (2)主要な整備の時期等 4-3地域別将来像実現の方策 (1)主要なまちづくりの取り組み方針及び事業等 (2)地区計画等の方針 第5章今後の展開 (1)整備優先順位の検討 (2)個別整備計画の検討 (3)計画内容の更新・見直しと住民との協働
・都市計画法の地域地区等の制度については、制度の改正の動きを見据え、本町の特性に応じ積極的にその活用を進めます。	
・魅力ある市街地環境の形成を図るため、用途地域等の見直し及び活用を進めます。また、宅地化が進行している用途地域周辺等の地域においては、地区計画、建築協定等の制度について、地域の特性に応じた活用の検討を進めます。	
【都市計画施設の適切な決定・変更】	
・道路や公園等の都市施設整備事業は、経済・社会情勢の変化や土地利用・建築物の立地状況の変化及び人口動向等に応じて、将来都市像との整合性などを適切に判断したうえで、地域住民の意見を十分に踏まえながら、必要な都市計画の見直しを進めます。	
【地区計画】	
・住民等の意見を反映して、街なみなど地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めることを検討します。	
【都市再生整備計画事業などの活用】	第5章今後の展開 (1)整備優先順位の検討 (2)個別整備計画の検討 (3)計画内容の更新・見直しと住民との協働
・都市再生整備計画事業等を活用し、市街地エリアの賑わいの創出を目指し、地域住民との協働によるまちづくりを図るとともに、都市拠点等の都市基盤の整備を進めます。	
【立地適正化計画】	
・市街化区域内の人口密度を保つため、居住誘導区域(居住を誘導し人口密度を維持する区域)や都市機能誘導区域(生活サービス機能を誘導する区域)を設定し、生活利便施設(誘導施設)や居住を誘導します。	
【小さな拠点の形成】	
・「小さな拠点」等の検討を進め、各種生活サービス機能の集約化を図り、便利な暮らしづくりにつなげていきます。	
(2)個別計画との調整、連携	
・道路、交通、景観、防災など個別計画の策定に当たり、共通の方針として都市マスタープランを活用することにより、相互の連携のとれた一体的なまちづくり推進します。	
(3)協働で進めるまちづくり	
・町民、事業者、行政等が理念及び目標を共有し、それぞれの立場からまちづくりの取り組みに関わっていくことが重要です。湯沢町まちづくり基本条例に基づき、町民がより積極的、かつ継続的にまちづくりへ参加するための仕組みを整えて行きます。	

4-2 計画の推進に向けた取り組み	
新計画	旧計画
(1)評価・見直しの方針	
PLAN (計画) 計画を作成、 修正 DO (実行) 計画に沿って 事業を実施 CHECK (評価) 計画に沿って 事業が実施され ているか確認 ACTION (改善) 実施が計画に 沿っていない 部分を調べて処置 PLAN (計画) 計画を作成、 修正 DO (実行) 計画に沿って 事業を実施 CHECK (評価) 計画に沿って 事業が実施され ているか確認 ACTION (改善) 実施が計画に 沿っていない 部分を調べて処置 PLAN (計画) 計画を作成、 修正 DO (実行) 計画に沿って 事業を実施 CHECK (評価) 計画に沿って 事業が実施され ているか確認 ACTION (改善) 実施が計画に 沿っていない 部分を調べて処置 PLAN (計画) 計画を作成、 修正 DO (実行) 計画に沿って 事業を実施 CHECK (評価) 計画に沿って 事業が実施され ているか確認 ACTION (改善) 実施が計画に 沿っていない 部分を調べて処置 第5章今後の展開 (1)整備優先順位の検討 (2)個別整備計画の検討 (3)計画内容の更新・見直しと住民との協働	
(2)持続可能な開発目標(SDGs)への貢献	
・平成27年に国連サミットにて、持続可能な開発目標(SDGs)が採択されるなど、経済成長、社会的包摂、環境保護の3つの核となる要素の調和の下で持続可能な開発を達成する社会を構築する必要性が高まっています。 ・そのため、将来都市構造の実現により、人口減少、超高齢化が進行するなかにおいても快適に暮らせる持続可能なまちを目指し、まちづくりにおいてもその方向性を踏まえた取り組みを推進します。	